

和解に関する件

令和 7 年（2025 年）5 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴訟上の和解をするものとする。

記

1 事件名

札幌地方裁判所

令和 5 年（ワ）第 2322 号 保証債務履行請求事件

2 当事者

(1) 原告

札幌市

(2) 被告

ア 栃木県大田原市在住者（以下「被告 A」という。）

イ 札幌市東区在住者（以下「被告 B」という。）

3 事件の概要

- (1) 本市は、平成 12 年 1 月 27 日、札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱（旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱）に基づき、訴外主債務者との間で住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、その後、同人に対して合計 13,500,000 円を貸し付けた。
- (2) 訴外主債務者は、貸付金の一部を返済したが、いまだ完済に至っていない。
- (3) 訴外被告 A の父及び被告 B は、訴外主債務者の住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約に係る貸金債務について、書面により連帯保証し、被告 A は、父の連帯保証債務を相続した。

- (4) 本市は、連帯保証債務履行請求に対して被告らからの任意での支払の見込みが立たないため、令和5年10月30日、被告らに対し、金28,895,305円及び内金12,026,000円に対する違約金(年10.75%の割合)の支払を求める訴訟を札幌地方裁判所に提起した。
- (5) 札幌地方裁判所は、令和6年1月22日、被告Aに対し、本市の主張を全面的に認める判決を言い渡した。
- (6) 札幌地方裁判所は、本市及び被告Bに対し、令和7年2月19日、和解勧告を行い、同年3月13日、和解条項案を提示した。

4 和解の概要

- (1) 被告Bは、本市に対し、12,694,099円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告Bは、本市に対し、上記(1)の金員のうち8,189,652円を、今後分割して令和7年12月1日までに支払う。
- (3) 被告Bは、上記(2)の分割金の支払を2回以上怠り、その合計が2,000,000円以上に達したときは、当然に期限の利益を失い、上記(1)の金額から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を直ちに支払う。
- (4) 被告Bが、期限の利益を失うことなく上記(2)の支払をしたときは、本市は、被告Bに対し、上記(1)の残金の支払義務を免除する。

(理 由)

保証債務履行請求事件について和解するため、本案を提出する。